

氏名	おう しょう りん 王 小 林
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第125号
学位授与の日付	平成11年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科国語学国文学専攻
学位論文題目	古事記の成立と中国の文学・思想

(主査)

論文調査委員 教授 日野龍夫 教授 木田章義 助教授 大谷雅夫

論文内容の要旨

本論文の題目は「古事記の成立と中国の文学・思想」である。全体は四章、五論文より構成され、主として『古事記』の成立過程における漢籍の影響について検討する。従来の出典論的方法に基づきつつ、さらに文化史・思想史的諸問題にも目を配り、とりわけこれまであまり注目されてこなかった緯書、本草学、道教文献との関連について重点的に論じて、『古事記』の成立の研究に寄与しようとするものである。以下内容について要約する。

第一章「古伝承の成立と緯書」は二節に分かれ、神武記と応神記に見える二つの伝承の成立と緯書との関連について考察する。

まず第一節は、中巻冒頭を飾る神武東征伝承に見える、倭国造の始祖とされる国神の記述に関する論考である。この記述では、神武の東征事業に協力した国神を「乗亀甲為釣乍打羽拳来人」と記しており、従来はこれを神仙思想と結びつく浦島子伝と同類のものとする説が有力であった。しかし、それでは神武東征におけるこの記述の意義が軽く取られ過ぎる嫌いがあるので、これを見直すべく、「亀甲」「為釣」「打羽拳」を漢籍受容の盛んな奈良時代の文化の中で捉えることを試みた。「亀甲」は、『尚書』『論語』等に見える「河図」「洛書」が示すごとく、中国古代においてはその出現に重要な意味が付与されていた。それを受ける者に限って天下に君臨しようとされ、これを「受図受命」とも称した。後漢に成立した緯書類には、「亀甲」にまつわる「河図」「洛書」の記事がとりわけ数多く見られ、讖緯記事を構成する重要な内容となっている。そして注目すべきことに、奈良時代の日本でもこうした思想が流行し、たび重なる改元が「亀」の出現をきっかけに行われた。そこで、神武記の「亀甲」もそうした讖緯思想と関わるものと考えられるとして、和漢の諸資料を用いて論証を試みた。

また記述の中心となる「為釣」について、『日本書紀通証』が「涓濱の意有り」と指摘したことに示唆を受けて、漢籍に伝える太公望伝承との関連について考察した。太公望(呂尚・呂望)は、史書に天子の補佐役をつとめた名臣として記されるが、緯書(『尚書中候』等)にも著録され、和漢の詩文の素材としても盛んに取り上げられた。本論文では当該記述との関連を考察するために、まず奈良・平安時代の漢文学におけるその受容を種々の作品に確認し、「為釣」が太公望伝承に基づく表現である可能性を指摘した。さらに、記事に見える「稿根津日子」などの名義を手がかりに両者のより深い関係を考察した上で、太公望伝承が持つ讖緯的側面に注目し、『記』におけるその受容が「受図受命説」を背景にしているという可能性についても指摘した。

次に「打羽拳」の表記と訓みについて考察した。比喩的な用法と見なされてきた従来の説に対して、その訓詁を考えると訂正をはかり、神仙思想にまつわる漢詩文の影響を強く受けた可能性を指摘した。また、「打羽拳」が当該記述に用いられた意義について、五行の神の一つである「人面鳥身」の「句芒」と結びつく可能性を述べた。すなわち「句芒」は神仙として「符命」記事にも頻出することから、当該記述においても、「亀甲」「為釣」と同様、祥瑞の意味を託されたものと見られることを推論した。最終的に、この記事は三者を自家聚箒中においてアレンジしたものであるという結論を得て、『古事記』における讖緯思想の受容の意義について論じた。

第二節は、応神記の渡来説話、天之日矛伝承に見える「虹」と緯書との関連について考察する。新羅の古伝承と見られるこの記述は、「虹」によって身ごもる女性を中心に展開されており、これについては比較神話学の立場から「日光感精説」と定義づけられている。しかし「虹」に関する記述が上代の文献にあまり見られないこと、各種史書におけるその記述がほとんど漢籍の災異思想に基づくことから、伝承の「虹」は漢籍に深く関わる表現である可能性を考えた。さらに、新羅関連の古伝承ということに鑑みて、その伝来のルートについて、朝鮮関係の文献に「虹」の記述が多数見られることを確認し、半島を経由して日本に伝わったことを推測した。また、「虹」によって身ごもり、「赤玉」を出産するという伝承の内容については、朝鮮固有の「卵生説話」等との関連が指摘されているが、緯書に見えるおびただしい「虹」にまつわる出生譚および用語との類似から、この伝承は緯書の内容と半島神話との習合による所産である可能性を指摘し、古代文化交流における緯書の影響力の強さを確認した。

第二章は、中巻景行天皇条の倭建命の東征伝承に見える「蒜」を手がかりに、この伝承の成立過程における、中国本草学および道教文献の影響について論じたものである。倭建命が東征の途中、「蒜」をもって悪神を退治したというが、近世の民俗資料に「蒜」を用いて邪気を駆除する風習が伝えられていることから、従来は日本固有の民俗と見なされ、その呪術性の由来についても、それ以上の関心は持たれていなかった。ところで『書紀集解』では、この伝承と中国本草書に見える「蒜」との関連に注目している。これを受けて、両者の内容について検討した結果、少なからぬ類似を見出したので、その関連の可能性について考察した。手順として、まず上代日本における本草学の受容の状況を各種資料に基づいて確認し、さらに奈良時代から平安時代へかけての、各種資料に見える本草学に関わる「蒜」の実用例を検出した。その一つ一つの内容について分析した結果、倭建命東征伝承に現れる「蒜」は、上代における中国本草学の広範な受容と不可分の関係にあることが判明した。さらに、その呪術性についても、本草学が持つアニミズム的な性質、即ち三品分類法といわれる薬草分類理念と深く関わることを指摘した。最後に、伝承が持つ悪神を退治する文芸的・神話的性格について、志怪小説『搜神記』、また道教文献『抱朴子』に見える、薬草をもって悪神を退治する説話との類似を指摘し、その成立段階におけるこれらの文献との交渉の可能性を推測してみた。結論として、倭建命伝承に現れる「蒜」の記述の成立を考えるにあたり、本草学や道教文献に影響を受けた可能性を考慮すべきであると考えた。

第三章は、下巻仁徳記の末尾を飾る大樹伝承、通称「枯野伝承」に関する考察である。この伝承は、枯れた大樹を切り取って琴を作ったところ、その美音が遠くまで響いたという内容である。従来その意義について、服属儀礼または祥瑞説話と解釈されてきたが、伝承を構成する個々の要素に関する検討は必ずしも十分ではなかったと考えられる。本論文においては、「大樹」「寒泉」「琴」を漢籍との関わりにおいて考察してみた。

まず伝承の文体について、この伝承の叙述が整った漢文体でなされており、『古事記』固有の変体漢文と明らかに相違することに注目し、さらに伝承の構成および表現に類似する中国側の記述として、『搜神記』に見える大樹説話との関連を推論してみた。その上で、太陽と大樹の結びつきについて、『日本書紀通証』と『書紀集解』の指摘を受けて、『文選』『山海経』および『淮南子』等に見える、宇宙樹とされる大樹説話との関連にも注目し、その表現のあり方におけるこれらの文献の影響を推測した。

次に、伝承に現れる「寒泉」の本来の性質と、その水が淡路島から運送供献されることの意義について考察した。「寒泉」は『書紀』に「瑞井」とも記され、『書紀』『統紀』の淡路島における狩猟記事にも現れるが、中国古代天子の狩猟の「修徳」の内容に伴い、そこにしばしば「醴泉」が出現するという各種資料の記述との類似から、仁徳記伝承の「寒泉」も「醴泉」と観念されていた可能性を指摘した。特に「醴泉」を供献することによって服属を意味する事例が、応神記や『統紀』養老元年の記事等にも見られることから、伝承における淡路島からの運送献上也服属儀礼と見なされることを推測した。

また、伝承の「琴」について、従来の研究はそのモチーフを『後漢書』蔡邕列伝に求め、その出現を「祥瑞」の一種と見てきたが、そこに新たな意味を認めるべく、漢籍との関連において論じた。まず上代文献に現れる「琴」の記事として、雄略記の「呉床の 神の御手もち 弾く琴に 舞する女 常世にもがも」とある歌謡に注目し、この歌が上代宮廷において行われた、儒教の礼楽思想に基づく「五節舞」の起源と深く関わることから、そこに用いられる「琴」にも、象徴的な意味合いが見出されると考え、仁徳記伝承の「琴」もこれに近いあり方であることを論じた。さらに、漢籍一般に伝える「琴」関連の記事の多くは儒教の政治思想と結びつくことに注目し、『記』の他の個所に見える「琴」にまつわる記述、「八弦の琴を調ぶる如 天下治め賜ひし」や「我が夫子が今朝の言出 七弦の八弦の琴を調べたる如や」等という表現も、こうした「琴」

をめぐる儒教思想と深く関わることを指摘してみた。最後に、こうした事例に基づき、「枯野伝承」の末尾を琴で結ぶことには、仁徳治世への謳歌の意味が込められていることを推論した。

第四章は、下巻顕宗記に見える雄略陵復讐譚の成立について論じたものである。顕宗天皇によるこの復讐譚は、その展開から収束に至るまでの内容に、古伝承とは見なしがたい不自然な点がいくつか認められる。まず復讐をめぐる顕宗天皇の発言に、「父王之仇」「父仇之志」等と、儒教思想の影響が目立つ。さらに復讐の方法も、「欲毀其陵」という、特異と評してよい苛烈なものである。『日本書紀通証』では、この復讐譚と、『史記』伍子胥列伝の、父を殺された伍子胥が楚荆王の墓を暴き、屍を鞭打つという記述との類似に注目し、顕宗記が伍子胥列伝に基づいている可能性を指摘する。それに示唆を受けて、両者の関連の可能性と、両者の差異について考察してみた。たとえば、伍子胥列伝では、昔の君臣関係を捨てて顧みない、徹底的な復讐を行うのに対して、顕宗記では、君臣関係を尊重する形で復讐の程度を和らげ、もって天皇の徳を讃えようとする。こうしたところに日本的な変容が見出されることを指摘した。さらに、従来『記』『紀』とは関連が薄いとされてきた『史記』の伝来状況について考察し、その利用の可能性を考証した。

以上、本論文の内容について概述したが、最後にこれらの論考をめぐる筆者の趣意について一言述べてみたい。

純漢文体である『日本書紀』に比べ、変体漢文で記される『古事記』の内容は漢籍との交流の少ないことが従来の認識の主流を占めてきた。しかし、これはあくまでも外見によるものであって、実際にその内容に立ち入って見ると、その成書理念から個々の記事の成立に至るまで、漢籍の広範な受容が認められ、従来の視点を変えることで、様々な文化史的アプローチが可能であることに気付かされる。本論文はこうした視点に基づく『古事記』研究への第一歩に過ぎないが、今後もその成立の問題を追求してゆくつもりである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、古事記から幾つかの説話を取り上げ、その成立過程に漢籍がどのような影響を与えているかを考察したものである。この方法による古事記研究は従来から存在するが、本論文は、これまでほとんど注目されて来なかった讖緯家の緯書、道教文献、本草書の果たした役割を明らかにしようと試みたところに特色がある。

古事記の研究は、傍証に援用しうる同時代の文献が極端に乏しいため、首肯することはためらわれ、さりとて反論するにも根拠がないというたぐいの、一方的な推測の展開に陥る危険を常にはらんでいる。本論文もその弊を完全に免れるものではないが、和漢に渡る資料を博捜し、能う限りの実証に努めることによって、古事記研究に新生面を開く重要な知見を幾つか提出していると認められる。

論者の問題意識と方法が成功をもたらした例の一つとして、第二章「古伝承の成立と本草学・道教文献——倭建命の東征伝承に関する一考察——」を挙げてみる。記・紀ともに、東征途中のヤマトタケルが足柄山の山中において山の神の化身である白鹿の目に蒜をぶつけ、これを退治したと伝える。従来の注釈は、蒜の邪気を払う呪術性を論じながらも、その根拠等について踏み込んだ考察を加えることはしてこなかった。論者は、唐代七世紀の本草書『新修本草』に、蒜は山中に行く時に邪瘴毒気を退けるといふ、白鹿退治伝承と類似する記述のあることを手がかりに、この伝承への漢籍の影響を考えようとする。蒜の呪術性は、西洋の神話・伝承にも見られる普遍的な発想であるから、文献以前から日本列島に伝播していたということは、あり得る。しかし論者の周到な論証は、これがほぼ確実に中国の文献を通じて得られた知識であることを明らかにした。日本書紀では、白鹿退治に続けて、これ以後、山を越える者は「蒜を嚼んで人及び牛馬に塗り」、山の神の邪気を防いだと述べる。晋の葛洪の薬方書『葛氏方』に「(サソリの毒を防ぐには) 大蒜を嚼んで之に塗る」などという類似の表現が見え、平城宮遺跡出土の本簡に『葛氏方』の断簡が見出されるから、白鹿退治伝承が中国の本草書の影響を受けている可能性は、論者のいう通りきわめて高い。

さらに論者は、上代における中国本草学の受容の様相を、木簡・律令・書紀・続紀等に基づいて綿密に調査して、奈良朝以前から本草学が受容され、薬獵が宮廷行事になるほどまでに薬草採取が盛んに行われていたこと、薬草の中には蒜も含まれていたことを論証する。

蒜の呪術性という、一見自明であるがゆえに掘り下げられることのなかった記述に着目して、上代の本草学全般にまで目を及ぼした論者の主張は、十分な説得力を有するものと評価される。

一方、論者の主張が、予定された結論に向かって推測に推測を重ね、説得性を欠く結果に終わっている例の一つとして、第一章「古伝承の成立と緯書」第一節「神武記「乗亀甲為釣乍打羽拳来人」考釈」を挙げる。この記述は、東征途中の神武天皇が瀬戸内海の速吸門において、後に倭国造の始祖となる国神と出会うくだりの、国神についての描写で、従来は浦島伝説と結びつけて解釈されてきた。論者は、「亀甲」を、緯書に頻出する、亀甲の文様に天命を見る「受凶受命」説に、「為釣」を、渭水で釣りをしていた太公望に、「打羽拳」を、羽翼を有する神仙に、それぞれ結びつけ、神武東征の道案内をする国神という設定には、讖緯思想の中で神仙的相貌を帯びた太公望の像の影響があると論ずる。しかしたとえば、瀬戸内海の漁師として登場する国神が釣りをしているのは当然のことで、太公望を持ち出さなければならない必然性はどこにもない。論者なりの博引旁証を踏まえた上での主張ではあるが、都合のよい資料を挙げて予定された結論に結びつけようとする、牽強附会の議論と評せざるを得ない。

しかしこうした行き過ぎは、論者の意欲の勇み足と見るべきものである。通常、日本書紀に比べて漢籍の影響が少ないと考えられている古事記について、出典研究に漢籍を無視することができないという事実を、幾つかの説話について明白に示したことは、本論文の大きな成果である。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1999年1月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。